

○住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例（抜粋）

別表第一

三十一 不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）による同法第七条の指示、同法第八条第一項の請求又は同法第九条第二項の報告徴収、物件の提出命令若しくは立入検査に関する事務のうち規則で定めるもの

○住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例施行規則

（抜粋）

別表第一

住基条例別表第一 第三十一号の規則 で定める事務	一 不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号。以下この項において「法」という。）第七条の指示を受けるべき者（その者が法人である場合にあっては、その役員又は清算人）の氏名又は住所の確認 二 法第八条第一項の請求の対象となる者（その者が法人である場合にあっては、その役員又は清算人）の氏名又は住所の確認 三 法第九条第二項の報告徴収、物件の提出命令又は立入検査の対象となる者（その者が法人である場合にあっては、その役員又は清算人）の氏名又は住所の確認
--------------------------------	--